

国民健康保険税が改正されました

国民健康保険被保険者の中間所得者層の負担に配慮しながら、低所得者層の国民健康保険税負担の軽減を図るために、平成26年度より、国民健康保険税の賦課限度額のうち後期高齢者支援金分と介護納付金分を引き上げます。それとともに、低所得者に係る国民健康保険税については、国民健康保険税均等割額および平等割額の所得判定基準を引き上げ、軽減措置の対象者拡大を図ります。

賦課限度額

	改正前	改正後
医療給付費分	51万円	51万円
後期高齢者支援金分	14万円	16万円
介護納付金分	12万円	14万円

平成26年度国民健康保険税納税通知書は8月中旬に発送します。

※今回、医療給付費分についての改正はありません。

世帯ごとの所得に応じた均等割額・平等割額軽減措置の所得判定基準の変更

5割軽減・2割軽減の対象となる世帯の所得基準額が引き上げられ、5割軽減の対象に単身世帯も加わります。

軽減割合	改正前	改正後
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円 + 24万5千円 × (世帯主を除く被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	33万円 + 24万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割	33万円 + 35万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	33万円 + 45万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

※1 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険の被保険者でなくなった者のことをいいます。

※2 今回、7割軽減の対象についての改正はありません。

問 医療年金課国保グループ ☎ 内線1723～1727

消費生活センター だより

消費生活に関するご相談は牛久市消費生活センターへ

【相談日】 月～金曜日(午前9時～午後4時)

【問い合わせ】 牛久市消費生活センター ☎830-8802 FAX830-8803

突然現れるパソコンのセキュリティ警告表示をすばやくクリックしないこと！

事例

父がパソコン使用中に「あなたのパソコンが脅威にさらされている」と警告表示が現れた。驚いてその部分をクリックするとセキュリティソフトの無料版が作動し勝手にスキヤンし始め、危険な状態だという結果が画面に表示された。父は慌てて警告表示の誘導に従い、クレジットカード番号を入力しこのソフトの有料版を購入した。その後ソフトの効果がみられないため不審に思い解約しようとして連絡先に電話したが、英語でずっと話され手続きできない。初めて海外から購入したと気付いた。解約できないだろうか。

(契約当事者 60歳代 男性)

パソコンを操作中に使用中のパソコンの危険などを知らせる警告表示が現れて不安になり、セキュリティソフトやパソコンの性能を改善するソフトなどをインターネット経由でダウンロードしてしまったが、解約したいという相談が増加しています。安易にソフトをダウンロードしないよう注意が必要です。

(1) 突然に警告表示が出ても、信頼できる表示かどうか分からない場合には、クリックしないようにする。大手のパソコンの会社に似たロゴが表示されても、その会社が実際にソフトを提供していない場合もあります。

(2) セキュリティソフト購入の際は日本語で問い合わせができる窓口の有無も購入の1つの基準として、複数のソフトを比較検討して購入する。

(3) パソコンの危険な状態を回避するために、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の情報セキュリティ安心相談窓口のホームページ(<http://www.ipa.go.jp/security/lanshin/>)で情報収集すること。

※トラブルに遭われた方は、一人で悩まず早めにご相談ください。

